

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

令和 7 年 6 月 11 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第 6 条第 1 項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第 7 号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和 7 年 6 月 11 日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成30年 2 月 8 日頃から同年 3 月 22 日頃までの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人らは、共謀の上、氏名不詳者がコインチェック株式会社管理の NEM アドレスから氏名不詳者管理の NEM アドレスに送信する旨の虚偽の情報を与えて不正に得た犯罪収益である暗号資産 NEM 合計約 3393 万 1619 XEM を、その情を知らながら、293 回にわたり、パーソナルコンピュータを使用して受信用 NEM アドレスに送信させ、もって犯罪収益等を収受した行為。

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

前記氏名不詳者管理の NEM アドレス

NC4C6PSUW5CLTDT5SXAGJDQJGZNESKFK5MCN770G

5 開始決定の時における給付資金の額 金 87 万 5000 円 (令和 7 年 5 月 9 日現在)

6 支給申請期間 令和 7 年 6 月 11 日から令和 7 年 7 月 14 日までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 被告人氏名 ① 鹿山卓郎 ② 加藤大成 ③ 高橋優太

(2) 裁判所名 ① ② 東京地方裁判所 ③ 東京高等裁判所

(3) 裁判年月日 ① 令和 3 年 6 月 14 日 (同月 29 日確定) ② 令和 5 年 8 月 30 日 (同年 9 月 14 日確定) ③ 令和 6 年 3 月 14 日 (同年 5 月 22 日確定)

(4) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人 3 名は、共謀の上、平成 30 年 2 月 8 日頃から同年 3 月 22 日頃までの間、日本国内において、氏名不詳者がコインチェック株式会社管理の NEM アドレスから氏名不詳者管理の NEM アドレスに送信する旨の虚偽の情報を与えて不正に得た犯罪収益である暗号資産 NEM 合計約 3393 万 1619 XEM を、その情を知らながら、293 回にわたり、パーソナルコンピュータを使用し受信用 NEM アドレスに送信させ、もって犯罪収益等を収受した。

(罪名) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

8 この公告に関する問い合わせ先 (申請書の持参又は郵送による提出先)

〒100-8903 東京都千代田区霞が関 1-1-1

東京地方検察庁総務部犯罪被害財産支給手続担当

電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

- 上記 3 の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は前記 8 のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずに当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。